田川市住宅改修工事補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市民（本市に定住しようとする者を含む。以下同じ。）の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図るため、市民が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に、予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付するため、田川市補助金交付規則（平成９年規則第１４号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　個人住宅　自己の居住の用に供する建築物で、市内に存するものをいう。

⑵　併用住宅　１つの建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用される建築物で、市内に存するものをいう。

⑶　住宅改修工事　建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び附帯設備の修繕工事又は改築工事（当該工事施工業者が請け負う電気設備及び給排水設備等の工事を含む。）で、別表に掲げるものをいう。

⑷　施工業者　本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人若しくは市内に建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に規定する営業所を有し、かつ、福岡県内に本店を有する法人をいう。ただし、本市の小規模修繕契約希望者名簿に登録された者又は国土交通大臣若しくは福岡県知事が発行する建設業許可証を有する個人事業主若しくは法人に限る。

⑸　省エネ基準レベル　日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）における断熱等性能等級４及び１次エネルギー等級４を満たすものをいう。

⑹　仕様基準　「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成２８　年国土交通省告示第２６６　号)」の１外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準　（３）開口部の断熱性能等に関する基準をいう。

（補助の対象者）

第３条　補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第

２条第６号に規定する暴力団員を除く。

⑴　本市の住民基本台帳に記録され、又は本市に転入する予定であること。

⑵　補助の対象となる住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している者又は工事完了後３か月以内に居住する予定の者（以下「居住予定者」という。）

⑶　同一世帯に属する者全員に市税の滞納がないこと。ただし、市外からの転入者の場合は、本市及び転入前の市区町村において税の滞納がないこと。

⑷　補助の対象となる住居に５年以上居住する意思がある者

（補助対象となる住宅及び住宅改修工事）

第４条　補助の対象となる住宅は、補助を受けようとする者が市内に所有する個人住宅又は併用住宅とする。

２　補助の対象となる住宅改修工事は、第８条に規定する交付決定の後に着手したものであって第２条に規定する施工業者によるもの（１００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上のものに限る。）とする。ただし、併用住宅については、自己の居住の用に供する部分に限る。

３　省エネ化改修工事の対象となる住宅は前２項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、改修前から明らかに省エネ基準レベル性能を有すると認められる住宅を除く。

⑴　昭和５６年６月１日以降に着工した個人住宅又は併用住宅

⑵　耐震診断により地震による倒壊の危険性が低いと診断された個人住宅又は併用住宅

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、この額を切り捨てた額とする。

住宅改修工事の種類	補助金の額 （当該住宅改修工事に要する費用は 消費税及び地方消費税を除く。）
内装工事及び水回り工事	

外装工事	住宅改修工事の種類ごとに、当該住宅改修工事に要する費用の額に100分の10を乗じて得た額(当該額が200,000円を超える場合は200,000円とする。)
耐震改修工事	
防犯・屋内事故防止工事	
省エネ化改修工事 (改修部分が仕様基準に適合する工事に限る。)	当該住宅改修工事及び省エネ診断に要する費用の額に100分の40を乗じて得た額(当該額が300,000円を超える場合は300,000円とする。)

(他の補助制度との併用の取扱い)

第６条　補助の対象となる住宅改修工事について、国、県、市その他公共的な団体等が実施する他の補助金制度等を優先するものとし、その対象となった費用の額と重複して補助金申請することはできないものとする。

(補助金の交付の申請)

第７条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅改修工事の着手前に田川市住宅改修工事補助金交付申請書(様式第１号)に、同申請書に定める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項、第９条及び第１１条の規定により添付すべきこととされている書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合であって、市長が公簿等を確認することについて申請者等の同意があるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第８条　市長は、前条に規定する交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、田川市住宅改修工事補助金交付・不交付決定通知書(様式第２号)により申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付決定について、条件を付すことができる。

（補助金の交付の変更等申請）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、工事の内容を変更し、又は工事を中止しようとするときは、あらかじめ田川市住宅改修工事補助金変更等承認申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請をしなければならない。

工事の内容の変更の場合	変更後の工事見積書の写し 変更後の補助対象工事の箇所及び概要が分かる図面 その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の変更決定）

第１０条　市長は、前条に規定する変更等申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額に変更が生じた場合は、田川市住宅改修工事補助金変更等承認・不承認決定通知書（様式第４号）により当該変更した申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　第８条又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事完了後（居住予定者にあっては、転居又は転入した後）当該年度の３月３１日までに、田川市住宅改修工事補助金実績報告書（様式第５号）に同申請書に定める書類（様式第６号含む。）を添付し、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１２条　市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、これを審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、田川市住宅改修工事補助金額確定通知書（様式第７号）により通知する。

２　市長は、前項の規定により確定した補助金の交付額が、第８条の規定により通知した交付決定金額（第１０条の規定に基づき変更の承認をした場合にあっては、同条の規定により通知した額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第１３条　前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、田川市住宅改修工事補助金請求書（様式第８号）により補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第１４条　市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、交付決定者の請求に基づき交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１５条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、田川市住宅改修工事補助金交付決定取消通知書（様式第９号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

⑵　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑶　各関係法令に違反する行為その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第１６条　交付決定者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

（現地調査）

第１７条　市長は、必要があると認めるときは、補助の対象となった住宅改修工事について現地調査を行うことができる。

（委任）

第１８条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２４年８月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和１３年３月３１日限り、その効力を失う。

（経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に第８条の規定により補助金の交付決定を受けた者に係る措置については、なお従前の例による。

附　則

この告示は、公表の日に施行し、改正後の第１１条から第１３条までの規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和５年１０月３０日から施行する。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

住宅改修工事の種類	工事内容
１　内装工事及び水回り工事	⑴　内壁、床及び天井の改修 ⑵　間取の変更 ⑶　手すりの設置 ⑷　玄関等出入口、戸及び窓の改修 ⑸　浴槽、洗面台、便器、キッチン及び給湯器の取替及び設置工事 ⑹　玄関又はアプローチの段差の解消 ⑺　その他これらに類する工事
２　外装工事	⑴　屋根のふき替え ⑵　屋根及び外壁の塗装 ⑶　サイディングの張り替え ⑷　防水工事 ⑸　コーキングの打ち替え ⑹　その他これらに類する工事
３　耐震改修工事	⑴　基礎部分の補強 ⑵　壁の増設 ⑶　筋かい、構造用合板等による壁の補強 ⑷　柱とはり、土台と柱、筋かいとはり等の金物による固定の強化 ⑸　その他これらに類する工事
４　防犯・屋内事故防止工事	⑴　防犯に対応した窓やドアへの改修 ⑵　防犯カメラ又はダミーカメラの設置 ⑶　事故防止のための鍵の設置 ⑷　窓格子設置 ⑸　その他これらに類する工事
５　省エネ化改修工事 （改修部分が仕様基準に適合する工事に限る。）	⑴　省エネ基準レベルを満たしたガラスへの交換、内窓設置、外窓交換又はドア交換（複数開口部の工事する場合のみ） ⑵　前号の工事に併せて実施する、こどもみらい住宅支援事業又はこどもエコすまい支援事業において認定されたエコ住宅設備の設置（太陽熱利用システム、エコキュート等） ⑶　第１号の工事に合わせて実施する工事、その他前２号に掲げるものに類する工事で、省エネ基準を満たすもの

（表）

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

田　川　市　長　殿

申請者　住　　所

氏　　名

電 話 番 号

田川市住宅改修工事補助金交付申請書

田川市住宅改修工事補助金交付要綱による補助を受けたいので、同要綱第７条第１項の規定により下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="5">住宅概要</td><td>住宅の所在地</td><td colspan="2">田川市</td><td>所有者</td><td></td></tr>
<tr><td>住宅の種類</td><td colspan="4">□一戸建て住宅（□専用住宅、□併用住宅）　□共同住宅
併用住宅：住宅部分の床面積（　　）㎡、それ以外の床面積（　　）㎡</td></tr>
<tr><td>構造及び階数</td><td colspan="4">□木造　□鉄筋コンクリート造　□鉄骨造　　階建て</td></tr>
<tr><td>建築年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日　　□不明</td></tr>
<tr><td rowspan="8">工事内容等</td><td rowspan="6">工事内容</td><td>工事の種類</td><td colspan="3">工事概要</td></tr>
<tr><td>□①内装工事及び水回り工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>□②外装工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>□③耐震改修工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>□④防犯・屋内事故防止工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>□⑤省エネ化改修工事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工事期間(予定)</td><td colspan="4">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>工事金額</td><td colspan="4">円（消費税及び地方消費税を除く。）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">補助金交付申請額等</td><td colspan="2">対象工事名</td><td colspan="3">補助対象金額×〔10%／40%〕＝補助金交付申請額(上限あり)
(消費税及び地方消費税を除く。)　　(千円未満切捨て)</td></tr>
<tr><td colspan="2">①内装工事及び水回り工事：</td><td colspan="3">円×10%＝　　円(上限 20 万円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">②外装工事：</td><td colspan="3">円×10%＝　　円(上限 20 万円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">③耐震改修工事：</td><td colspan="3">円×10%＝　　円(上限 20 万円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">④防犯・屋内事故防止工事：</td><td colspan="3">円×10%＝　　円(上限 20 万円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤省エネ化改修工事：</td><td colspan="3">円×40%＝　　円(上限 30 万円)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">合計</td><td>計　　円
(補助対象金額の計)</td><td colspan="2">計　　円(上限 110 万円)
(補助金交付申請額の計)</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td colspan="2">他の補助金等の利用の有無</td><td colspan="4">□有（補助金名称：　　）
□無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">施工業者</td><td>住所又は所在地</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">区分等</td><td rowspan="3">□建設業許可
（許可番号　　）
□小規模修繕登録業者</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>担当者</td><td></td></tr>
</table>

誓約事項

□　補助金申請書に記載の住宅の所在地に住民票を置き、生活の本拠地として５年以上定住します。

□　補助金申請書の内容に偽りはありません。

□　不正な手段により取得した財産や文書等はありません。

□　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員ではありません。

□　私及び世帯員は、以下のことについて同意します。

　□　市が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないことの確認を警察に行うこと。

　□　市が、住民基本台帳の内容について確認を行うこと。

　□　市が、市税の滞納がないことの確認を行うこと。

□　改修工事の内容や金額に係る変更があった場合は、補助金交付要綱第９条に定めるとおり速やかに補助金変更等承認申請書を提出します。

□　補助金交付要綱第１５条（交付決定の取消し）の規定に該当した場合は、当該補助金について、直ちに返還します。

添付書類

□	１　改修する住宅の位置図
□	２　個人住宅又は併用住宅に関する登記事項証明書、固定資産評価証明書又は売買契約書の写し等所有者を明らかにする書類
□	３　工事の箇所及び概要が分かる住宅の図面等
□	４　工事箇所の写真
□	５　工事の見積書（写し可）
□	６　耐震性能を確保した建築物であることを確認することができる書類（⑤に限る）
□	７　現在居住している市町村における税の滞納がないことが確認できる納税証明書（市外からの転入の場合で、世帯全員分）
□	８　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第８条関係）

田　　第　　号

年　　月　　日

様

田　川　市　長

田川市住宅改修工事補助金交付・不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請があった田川市住宅改修工事補助金の交付については、下記のとおり決定したので、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

１　交付・不交付の別　　交　　付　・　不　交　付

２　補助金交付決定額　　円

　　対象住宅改修工事金額　　円

３　不交付の理由

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

田　川　市　長　殿

申請者　住　所

氏　名

田川市住宅改修工事補助金変更等承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号　　で交付決定を受けた標記の補助金については、申請内容を変更したいので、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第９条の規定により下記のとおり申請します。

記

１　中止又は変更の別　⑴　工事の中止　・　⑵　申請内容の変更

２　理由

３　変更の内容

	変更後	変更前
申請内容		
住宅改修工事見積金額	円 （消費税及び地方消費税を除いた額を記入）	円 （消費税及び地方消費税を除いた額を記入）

４　添付書類

工事の変更の場合	中止の場合
⑴　変更後の工事見積書の写し ⑵　変更後の補助対象工事の箇所及び概要が分かる図面 ⑶　その他市長が必要と認める書類	なし

（注意）　工事を中止した場合、補助金は交付されません。

様式第４号（第１０条関係）

田　　第　　号

年　　月　　日

様

田　川　市　長

田川市住宅改修工事補助金変更等承認・不承認決定通知書

年　　月　　日付けで申請があった変更等の申請については、下記のとおり決定したので、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

記

１　承認・不承認の別　　承　　認　・　不　承　認

２　変更内容

３　変更後の対象住宅改修工事金額　　円

（消費税及び地方消費税を除く。）

変更後の補助金交付決定額　　円

４　不承認の理由

様式第５号（第１１条関係）

年　　月　　日

田　川　市　長　殿

申請者　住　所

氏　名

田川市住宅改修工事補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号　　で交付決定があった標記の補助金について、当該住宅改修工事が完了したので田川市住宅改修工事補助金交付要綱第１１条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　交付決定金額　　円

２　工事完了年月日　　年　　月　　日

３　添付書類

⑴　住宅改修工事完了証明書（様式第６号）

⑵　当該改修工事代金支払領収書の写し

⑶　施工管理写真（施工前、施工中及び施工後）

⑷　省エネ化改修工事の場合、改修部分が仕様基準を満たしたことを示す省エネ診断結果

⑸　その他市長が必要と認める書類

様式第６号（第１１条関係）

年　　月　　日

施工業者　所 在 地　田川市

名　　称

代 表 者

電 話 番 号

住宅改修工事完了証明書

次の住宅改修工事が完了したことを証明します。

工事物件所有者	
工事物件所在地	
工事期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
工事完了年月日	年　　月　　日
工事内容	
工事金額	円（消費税及び地方消費税を含む。）

様式第７号（第１２条関係）

田　　第　　号

年　　月　　日

様

田　川　市　長

田川市住宅改修工事補助金額確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号　　で交付決定した住宅改修工事補助金について、　　年　　月　　日付実績報告書に基づき、次のとおり補助金の額を確定したので、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第１２条第１項の規定により通知します。

補助確定金額　　円

様式第８号（第１３条関係）

年　　月　　日

田　川　市　長　殿

申請者　住　所

氏　名　　印

田川市住宅改修工事補助金請求書

年　　月　　日付け田　　第　　号　　で交付決定があった標記の補助金について、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第１３条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額

十	万	千				
			０	０	０	円（１，０００円未満切捨て）

２　振込先（申請者本人名義の口座に限る。）

金融機関名 （該当するものに○を付ける）	銀行 金庫 農協	本店 支店
口座種類	普　通　・　当　座 （どちらかに○を付けること。）	
口座番号		口座番号を右詰めで記入してください
フリガナ		
口座名義		

※振り込みには、実績報告書提出後約１か月の期間を要します。

※振込先が確認できる通帳の写しを添付して下さい。

様式第９号（第１５条関係）

田　　第　　号

年　　月　　日

様

田　川　市　長　印

田川市住宅改修工事補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付けで交付決定があった田川市住宅改修工事補助金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、田川市住宅改修工事補助金交付要綱第１５条の規定により通知します。

記

１　取消理由

□　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

□　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

□　各関係法令に違反する行為その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

（　　）

２　取り消す交付決定の内容

交付決定年月日　　年　　月　　日付け田　　第　　号

交付決定金額　　円